

第8回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月9日（火） 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 301会議室

3 出席委員（11名）

1 番 織本 幸一	2 番 麻生 等	3 番 吉田 良和
4 番 高橋 奈緒美	5 番 吉清 哲司	6 番 鳥山 喜六
8 番 菰田 賢	9 番 松崎 秋夫	10 番 福山 博久
12 番 吉野 一義	13 番 中村 好男	

4 欠席委員（2名）

7 番 岩瀬 俊哉	11 番 吉野 一夫
-----------	------------

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地判断について

議案第5号 令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

7月1日の辞令交付式並びに総会は、大変お疲れさまでした。

それでは、只今から令和6年 第8回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、7番 岩瀬委員、11番 吉野一夫委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

皆様の席に、委員名簿並びに推進委員名簿を配布させていただいてありますので、ご確認してください。

それでは、開会に際しまして、織本会長よりご挨拶を申し上げます。

(織本会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 吉田委員、議席番号12番 吉野一義委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、遠方に居住し、耕作出来ないためです。

譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利のためです。

日本ミツバチ用蜜源植物を計画しています。

申請土地、松丸字東台 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。

譲受人理由は、新規就農の為です。

水稻、ショウガ、サトイモを計画しております。

申請土地、柿和田字神ノ前 地目、田、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。

今回申請地内〇〇筆について農地法5条の許可が出ておりますが、資金計画等に変更が生じ、許可通りに実行できないことの理由書を提出いただいております。

番号3、譲渡人理由は、譲受人の要請に応じるためです。

譲受人理由は新規就農のためです。ナス、トマト、ネギ、ジャガイモ、人参等を計画しています。

申請土地、若山字北若山 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。今回申請地について、農地法第5条の許可を受けておりますが、資金計画等の変更が生じ、許可通りに実行できないことの理由書が提出されております。

番号4、譲渡人理由は、勤務状況の変化により耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。桃、栗を計画しています。

申請土地、日在字古日在 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。小松菜、トマト、ナス、ピーマン、イチジク等を計画しています。

申請土地、山田字勝台 地目、畑、〇〇〇〇平方メートル。外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は新規就農のためです。ジャガイモ、キャベツ、キュウリ、ナス、花卉等季節野菜を計画しています。

申請土地、新田野字田尻 地目、田、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆

〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は6です。

番号7、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。譲受人理由は耕作地に近く耕作に便利のためです。水稻を計画しています。

申請土地、岬町中原字後田 地目、田、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

番号8、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ないためです。譲受人理由は耕作地に近く耕作に便利のためです。水稻を計画しています。

申請土地、岬町中原字後田 地目、田、〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上番号1～番号8についての説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰 田 委 員 8番 菰田です。隣接は場と同様にきれいに除草管理されていることから、適切と判断いたします。

議 長 番号2について、4番 高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高 橋 委 員 4番 高橋です。所有者が引っ越すため、建物ごと引き継いで稲作を行うこととなっており、今回の申請は5条申請で建物を建築するための承認を得ていたが、新規に来る方が畑作をやりたいとのことであったため、3条申請となった。

特に問題はないと思います。

議 長 番号3から番号6について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 5番 吉清です。番号3は図面番号3を見ていただきたいと思います。

住居の隣の土地を買って屋敷畑をやりたいとのことで、既にきれいにされていますので、すぐに作付けができる状態で問題ないと思います。

番号4は図面番号4を見ていただきたいと思います。

3番と同様に住居の隣で屋敷畑をやりたいとのことで、問題ないと思います。

岩瀬委員が欠席のためことづけを預かっております。

番号5については、家付きで農地を購入したようで、作物は小松菜、トマト等を作付けしたいとのことで、問題ないと思います。

番号6については、移住される方で、ジャガイモ、キャベツ、キュウリ等を作付けする予定で、状態の悪い土地でありましたが、きれいに整地されておりますので、特に問題はありません。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 番号7から番号8について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉 田 委 員 番号7及び番号8については、申請者は同一の方で以前から近隣で耕作されているため、問題ないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は弥正塚根の畑〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡で、広域消防夷隅分署の西側に位置します。図面番号8です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は専用住宅（〇〇〇〇㎡）です。

申請人は専用住宅を自己の所有する農地の一部に建築します。

この住宅は申請人と母親の共有名義のため自己の分については第4条許

可、母親の使用貸借の分については第5条許可となるため、第5条許可申請が同時になされております。第5条については、この後の議案第3号でご審議いただきます。

用水は市営水道。排水について雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の国道側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画となっております。

他法令の関係は、道路占用許可申請について、夷隅土木事務所に申請済です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。現地確認したところ、国道に面した土地で先代が持っていた土地を相続したもので、周辺の農地に実害があるとは考えられないと思いますので、問題ないと思われます。

よろしくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号1は、議案第4号番号1と同一案件の母親の使用貸借権設定ですので、説明を割愛させていただきます。

番号2、本件土地は大原上堰根の田〇〇〇〇㎡で、大井区民会館の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると

考えます。

転用目的は、建売住宅（〇〇〇〇㎡）及びガレージ（〇〇〇〇㎡）です。

譲受人は、温暖で生活環境も良い申請地を取得し、建売住宅を建築する計画を立てました。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水は雨水について自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ前面の市道側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画となっております。

他法令の関係は、法定外公共物占用について、令和6年7月1日付けで建設課に占用許可申請済です。

番号3、本件土地は釈迦谷硯谷の田〇〇〇〇㎡で釈迦谷運動公園の北東に位置します。図面番号10です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地の為、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。

道路から低い位置にあり耕作のしづらい田を嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、〇〇〇〇mほど埋立てを行い、天地返しにより〇〇mの覆土を行います。法面の勾配は30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は長生郡長柄町長柄山地先の採取場所から搬入する発生土約〇〇〇〇㎡を使用します。

権利の内容は一時転用を伴う使用貸借権設定です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画です。

他法令の関係は小規模埋立て条例について、令和6年6月24日付けで

環境保全課に許可申請済です。

排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は貸主に戻したうえで、貸主が金ゴマを作付けします。

番号4、本件土地は岬町鴨根海老川の田〇〇〇〇㎡で、外越堰の西側に位置します。図面番号11です。

申請地は、10ヘクタール以上の広がり内にある農地であることから第1種農地と考えられ、原則として許可できませんが、住宅で集落に接続することから、例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は農業の後継者であり、実家の近くである申請地を取得し、自己住宅（〇〇〇〇㎡）と農機具置場（〇〇〇〇㎡）を整備します。また法面の〇〇〇〇㎡については、転用の有効面積からは差し引かれます。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後前面の排水路へ放流します。

令和6年7月1日付けで夷隅川土地改良区の配水同意を得ております。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて賄う計画です。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。先ほど4条許可のあった敷地に居宅を創るための5条申請であるため、問題ないと考えます。

以上です。

議長 番号2について、12番 吉野一義委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 12番 吉野です。現地確認しましたところ問題ないと考えます。

以上です。

議長 番号3について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。田を畑に変更したいとのことで、土地改良区の許可を得ているようなので、問題ないと考えます。

議長 番号4について、2番 麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 2番 麻生です。若い住人が家を建てるようで周りは宅地化され、前面は道路となっておりますので、周辺農地に迷惑係ることはないと思われますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、非農地判断についてご説明いたします。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、岬町椎木字原、地目、畑、〇〇〇〇㎡外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇㎡です。

図面番号21番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。7月5日に、織本会長、吉田委員、山田推進委員、農業委員会事務局1名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料右肩1～5番の写真の状態であり、〇〇〇〇番〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇〇及び〇〇〇〇番〇〇の〇〇筆は山林・原野化しておりましたが、〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番〇〇の〇〇筆は畑として耕作されている状態です。対象となる〇〇筆について非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野・山林に変更いたします。耕作中の〇〇筆については対象とならない旨を申請者に伝達いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。〇〇筆は原野との申請でありましたが、〇〇筆は畑であると判断しました。ご意見をよろしくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

松崎委員 9番 松崎です。

所有者ではない人が、畑を耕作している状況ですか。

事務局 本来であれば所有者が耕作していることになるのですが、現在は知人に耕作していただいているとのことなんです。

松崎委員 わかりました。

議長 他にありますか。他に質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和6年6月18日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は10ページに記載させて頂いております。

賃借権1件、使用貸借権3件、貸付者4名、借受者4名、

田、15,388㎡、畑、1,607㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。他に質疑ございますか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

議長 他に何かありますでしょうか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。

今回は6月30日までに回答済の8件について、議案書11ページから12ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和6年第8回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時56分)

議事録署名人

議長

3 番委員

1 2 番委員